

事業報告

第13期

自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

あいの風とやま鉄道株式会社

事業報告

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日)

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国の経済は、コロナ禍を乗り越え、高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など前向きな動きがみられ、デフレから脱却し経済の新たなステージに移行する転換期を迎えています。他方、賃金上昇は物価上昇に追いついていない状況にあり、個人消費や設備投資は力強さを欠いています。

鉄道事業を取り巻く環境については、諸物価の高騰や人件費の上昇等の影響を受けるなど依然として厳しい状況が続いておりますが、国内旅行やインバウンド等の移動需要の回復により、利用者数はコロナ前の水準に近づきつつあります。

このような経営環境のもと、当社では、2015 年 3 月 14 日の開業以来、鉄道経営の基本である安全性の確保を第一に鉄道業務に取り組み、県民の皆様の日常生活の足として安全運行に努め、本年 3 月 14 日に開業 10 周年という大きな節目を迎えました。

当期においては、2024 年 3 月のダイヤ改正により、富山～高岡間の 10 時台～13 時台までのパターンダイヤの導入、朝、夕の通勤・通学時間帯やご利用の多い大型連休や休日等における増車など混雑緩和を図ったほか、北陸 3 県並行在来線周遊促進キャンペーンによる「北陸 3 県 2 Day パス」の発売、北陸三県連携デジタルスタンプラリーの実施、とやま・いしかわ地酒飲み比べ列車の運行、新紙幣に対応した IC チャージ機やコインロッカーの設置、521 系中間車両の新造に伴う設計の実施、福岡駅エレベーターの供用開始など、利用者の目線に立った、サービス・利便性の向上に取り組みしました。

また、3 月には、地元の高校生と連携した開業 10 周年記念イベントを行い、改めて、県民の皆様の大切な交通手段として、安全で利便性の高い運行を将来にわたって持続していく決意を示したところです。

自然災害への対応では、台風に備えた異常時体制の構築と事前準備や冬期の大雪における昼夜の除雪などにより早期に運転再開を行うなど、安心してご利用いただけるよう県民の足の確保に努めてまいりました。

観光列車「一万三千尺物語」については、北陸 3 県並行在来線周遊促進キャンペーンによる三県を跨いだ「一万三千尺物語紀行」の運行など、4,248 人の方にご利用いただいたところです。

さらに、これまでも駅周辺の魅力などを紹介するラジオ番組の放送をはじめ、写真コンテストやその入選作品等を用いたオリジナルカレンダーの作成・販売など、駅周辺の状況や歴史・食文化・観光名所等の沿線の魅力を情報発信してきましたが、利用者や県民の皆様に当社線をより一層身近に感じていただくため、「ぷち旅ガイドブック」のWeb版へのリニューアルや、マスコットキャラクター「あいの助」を活用した広報宣伝を行いました。グッズについては、ラインナップの拡充に加え、開業10周年や「北陸三県連携デジタルスタンプラリー」にかかるグッズの制作、販売も行いました。地域の皆様に愛され、利用していただけるよう設立した「あいの風とやま鉄道ファンクラブ」については、2025年2月現在では、3,851人・社の会員数となり、前年同月比で360人増となりました。

2024 年度の利用状況につきましては、2024 年 3 月の北陸新幹線の敦賀延伸や

10 月から 12 月の北陸デスティネーションキャンペーン等の効果により、定期外利用者は開業以来最多となり、定期利用者を含む全体の 1 日あたりの利用者数は 40,798 人で、2023 年度の 39,531 人と比較すると 3.2%の増となりました。

上記の結果、当期純利益として 62,539 千円を計上いたしました。その内訳については、まず今期の営業収益は、運輸収入が 3,123,964 千円、鉄道線路使用料収入が 2,070,170 千円、運輸雑収等が 800,929 千円、計 5,995,064 千円となりました。

一方、営業費については、6,089,977 千円を計上し、営業損失は 94,913 千円となりました。これに、受託工事等に係る営業外収益と営業外費用を計上するとともに補助金等の特別利益のほか、固定資産圧縮損等の特別損失を加え、当期純利益 62,539 千円を計上したものであります。

1－2．設備投資の状況

(当事業年度中に完成した主要設備)

福岡駅エレベーター整備事業

521 系「中間車両」新造に伴う設計等

(当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充)

富山駅連続立体交差事業

越中大門駅エレベーター整備事業

券売機等駅務機器の機能向上

1－3．直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期 (当事業年度)
営業収益	5,015,350 千円	5,402,313 千円	5,883,723 千円	5,995,064 千円
営業損失(△)	△511,912 千円	△232,053 千円	△34,009 千円	△94,913 千円
経常利益または 経常損失(△)	△487,027 千円	△176,191 千円	97,933 千円	25,209 千円
当 期 純 利 益	6,103 千円	11,263 千円	201,104 千円	62,539 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	76 円 29 銭	140 円 79 銭	2,513 円 81 銭	781 円 74 銭
総資産	7,725,575 千円	7,310,588 千円	9,712,611 千円	9,020,125 千円

1－4．対処すべき課題

開業 11 年目となる 2025 年度においては、諸物価の高騰など引き続き厳しい経営環境となることが見込まれますが、そうした中でも「第二次経営計画」に基づき、安全運行を第一に、当社線の利便性の確保や利用促進を図ってまいります。

まず、安全運行の確保のため、庄川橋りょうの塗装や線路のり面の保全など安全性の維持・向上のための対策を行うほか、見せる警備やカメラでの監視を強化

し安全管理体制の充実を図ります。

さらに引き続き、改正踏切道改良促進法に基づく指定踏切道について、道路管理者等と協議し対策を進めるなど、安全に係る設備の充実を図ります。雪対策として、2台配備した投排雪保守用車を有効に活用するとともに、降雪時の利用者の方への適時適切な情報提供に努めます。

また、ニューヨーク・タイムズの「2025年に行くべき52か所」に富山市が選ばれたことを踏まえつつ、利便性の確保や利用促進を図るため、「my route(マイルート)」などMaaSアプリでのデジタル乗車券の販売促進、県内プロスポーツチームや沿線自治体とのタイアップ、オンラインによるグッズ販売に引き続き取り組むほか、IRいしかわ鉄道金沢駅でのライナー券発売、サイクルトレインの利用促進、「ぷち旅ガイドブック」の充実など、地域の活性化や当社線の利用増に資する取り組みを進めてまいります。

2025年3月のダイヤ改正においては、パターンダイヤの県東部への拡大をはじめ、列車の増発及び接続列車の改善を行うなど、利用者のニーズや利用実態を踏まえながら、他の交通機関との乗継利便性の向上にも配慮したダイヤ編成を推進いたします。加えて、観光列車「一万三千尺物語」の食事などサービス充実を図り、利用客の増加に努めます。

設備投資については、券売機の更新に合わせてクレジットカード利用機能を追加するなど駅務機器の機能向上に取り組みます。また、越中大門駅のエレベーター設置を推進するほか、沿線自治体の駅周辺のまちづくりにも協力してまいります。なお、資材費や人件費が高騰する中、一層の経費節減を図るため、委託業務や工事の契約については、引き続き、競争入札による契約の拡大に取り組みます。

さらに城端線・氷見線鉄道事業再構築実施計画に基づき、概ね4年後とされる両線の当社への経営移管に向け、県、沿線4市及びJR西日本と協議を進めてまいります。

今後も県や市町村からの支援をいただきながら、「第二次経営計画」で定めた重点施策や必要な設備投資・維持管理コストの削減などを着実に推進し、安全運行と経営の安定化に取り組んでまいります。

1-5. 主要な事業内容

鉄道事業、旅行業

1-6. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

主要な営業所及び工場の状況

- ・ 本社 富山県富山市明輪町1番50号
- ・ 運転管理センター 富山県富山市上赤江411
- ・ 施設管理センター 富山県富山市明輪町1番227号
- ・ 電気管理センター 富山県富山市明輪町1番227号

使用人の状況（2025年3月31日現在）

使用人数 384名（前事業年度末比7名減）

※JR西日本出向社員70名、JR貨物出向社員2名、富山県派遣職員4名を含めています。

平均年齢 37.4歳

1－7. 重要な親会社及び子会社の状況

当社は親会社及び子会社はありません。

1－8. 主要な借入先及び借入額

当社は借入れの実績はありません。

1－9. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第 459 条第 1 項）があるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

1－10. その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2025 年 3 月 31 日現在）

- ① 発行可能株式総数 120,000 株
- ② 発行済株式の総数 80,000 株
- ③ 当事業年度末の株主数 41 名
- ④ 上位 10 名の株主

株主名	持株数	持株比率
富山県	50,400	63.0%
富山市	11,160	14.0%
高岡市	3,900	4.9%
射水市	1,660	2.1%
北陸電力株式会社	1,000	1.3%
株式会社北陸銀行	1,000	1.3%
株式会社インテック	1,000	1.3%
YKK株式会社	1,000	1.3%
黒部市	900	1.1%
魚津市	680	0.9%

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2025 年 3 月 31 日現在）

4－1. 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位	重要な兼職の状況
日吉 敏幸	取締役会長	
伍嶋 二美男	代表取締役社長	
助野 吉昭	専務取締役	
高野 修	常務取締役	
蔵堀 祐一	取締役	富山県副知事
美濃部 雄人	取締役	富山市副市長

竹島 秀浩	取締役	入善町副町長
小田 満広	取締役	北陸電力株式会社常務執行役員 原子力本部副本部長
麦野 英順	取締役	株式会社北陸銀行特別顧問
眞門 聡明	取締役	株式会社インテック代表取締役副社長
小林 聖子	取締役	YKK 株式会社副社長 黒部事業所長
中田 邦彦	取締役	富山地方鉄道株式会社代表取締役社長
中川 大	取締役	富山大学名誉教授・特別研究教授
上田 祐正	監査役	富山県商工会議所連合会常任理事
波能 映子	監査役	富山県会計管理者
河村 幹治	監査役	高岡市副市長

注 1. 取締役 蔵堀祐一氏、美濃部雄人氏、竹島秀浩氏、小田満広氏、麦野英順氏、眞門聡明氏、小林聖子氏、中田邦彦氏、及び中川大氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

注 2. 監査役 上田祐正氏、波能映子氏及び河村幹治氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

4－2. 取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額 (当事業年度に係る役員の報酬等の総額)

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	4 人	28,950 千円	
監査役	一人	一千円	
計	4 人	28,950 千円	

4－3. 各社外役員の主な活動状況 (社外役員の主な活動状況)

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	蔵堀 祐一	当事業年度開催の取締役会 6 回の全てに出席し、主に行政での豊富な経験のもとに、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	美濃部 雄人	当事業年度開催の取締役会 6 回のうち 5 回に出席し、主に行政での豊富な経験のもとに、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	竹島 秀浩	当事業年度開催の取締役会 6 回のうち 5 回に出席し、主に行政での豊富な経験のもとに、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

取締役	小田 満広	当事業年度開催の取締役会 6 回の全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	麦野 英順	当事業年度開催の取締役会 6 回のうち 5 回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	眞門 聡明	当事業年度開催の取締役会 6 回（就任後の開催回数：5 回）のうち 4 回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	小林 聖子	当事業年度開催の取締役会 6 回（就任後の開催回数：5 回）のうち 3 回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	中田 邦彦	当事業年度開催の取締役会 6 回の全てに出席し、主に鉄道事業者としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	中川 大	当事業年度開催の取締役会 6 回の全てに出席し、主に地域交通政策の研究者としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	上田 祐正	当事業年度開催の取締役会 6 回のうち 5 回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
監査役	波能 映子	当事業年度開催の取締役会 6 回（就任後の開催回数：5 回）のうち 3 回に出席し、必要に応じ、主に行政での豊富な経験をもとに発言を行っております。
監査役	河村 幹治	当事業年度開催の取締役会 6 回のうち 4 回に出席し、必要に応じ、主に行政での豊富な経験をもとに発言を行っております。

（責任限定契約の内容の概要）

該当事項はありません。

4－4．社外役員の報酬等の総額

該当事項はありません。

4－5．親会社又は子会社等からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

5．会計監査人に関する事項

5－1．氏名又は名称

５－２． 会計監査人の報酬等の額

5,500 千円

５－３． 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

５－４． 過去２年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべき判断した事項

該当事項はありません。

５－５． 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

５－６． 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第 340 条第 1 項各号に掲げる事項に該当すると認められる場合その他会社が必要と認める場合に、解任又は不再任を決定いたします。

６． 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法定事項及び経営上重要な事項について十分に審議し、適法かつ適正に意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督する。

監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監視をより一層強化することとする。

職務の執行にあたっては、稟議制など牽制機能が働く仕組みとし、透明性を確保する。

反社会的勢力との関係遮断のため、不当要求には一切応じず、対応統括部署を定め、外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する等、必要な体制を整える。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、適切に保存及び管理を行うものとする。取締役及び監査役は必要に応じて、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

鉄道業の安全性の確保のため、各部門が重点行動計画に沿った具体的な取り組みを進めるとともに、運輸安全マネジメント制度に則った内部監査体制を整え、適切で健全な会社経営に努めるものとする。

また、重大な危機が発生した場合には、迅速に初動体制を構築し対応する。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程により、各部門の所管事項と職務権限を明確に定め、効率的な事業

運営を確保する。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役が当該使用人の体制について検討し設置することを要請できるようにするとともに、同時に当該使用人の独立性や監査役への報告体制についても検討し、必要に応じて取締役又は取締役会に報告する。

- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認めたときその他業務及び業績に影響を与える重要な事実を発見したときは、遅滞なく監査役に報告を行うものとする。

また、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して職務の執行に関する事項について報告を求めることができる。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制とその他の監査役への報告に関する体制並びに監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- (8) 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、職務の執行に関して、必要とする費用の前払い等の請求を行ったときは、速やかに当該費用の支払又は債務の処理を行うこととする。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会への出席、文書の閲覧、会計監査人との連携等、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

7. 当事業年度における業務の適正性を確保するための体制の運用状況

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を必要に応じて開催しており、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査役も出席しており、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

- (2) 損失の危険の管理に関する体制

新規取引先等に関する事前調査を行っているほか、各種契約書類内に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込み、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強化いたしました。また、弁護士、社会保険労務士等外部の専門家と顧問契約を締結しており、必要に応じアドバイス及びチェックを受けております。

計 算 書 類

第 13 期

自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

あいの風とやま鉄道株式会社

貸 借 対 照 表

(2025 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,308,454	流動負債	3,782,736
現金及び預金	1,472,630	未払金	3,029,505
未収運賃	151,509	未払費用	22,883
未収金	2,546,691	未払法人税等	60,390
商品	2,760	未払消費税等	54,831
貯蔵品	104,047	預り連絡運賃	59,603
前払費用	30,625	預り金	138,779
その他	190	前受運賃	253,846
		賞与引当金	157,879
		その他	5,016
固定資産	4,711,670	固定負債	1,095,947
鉄道事業固定資産	4,395,042	退職給付引当金	238,543
建設仮勘定	310,696	車両修繕引当金	581,453
投資その他の資産	5,931	補助金等受入金	245,815
		その他	30,136
		負債合計	4,878,684
		(純資産の部)	
		株主資本	4,141,440
		資本金	4,000,000
		利益剰余金	141,440
		その他利益剰余金	141,440
		繰越利益剰余金	141,440
		純資産合計	4,141,440
資産合計	9,020,125	負債及び純資産合計	9,020,125

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		5,995,064
営業費		6,089,977
営業損失		94,913
営業外収益		
受取利息	219	
受託工事収入	778,562	
その他	14,998	793,780
営業外費用		
受託工事支出	673,657	673,657
経常利益		25,209
特別利益		
補助金	1,162,598	
工事負担金等受入額	472,225	
資産受増益	1,800	
固定資産売却益	12	1,636,636
特別損失		
固定資産除却損	197,353	
固定資産圧縮損	1,310,981	1,508,334
税引前当期純利益		153,512
法人税、住民税及び事業税		90,972
当期純利益		62,539

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産 合 計
	資本金	利益剰余金		株 主 資本合計	
		その他利益 剰 余 金	利 益 剰余金		
		繰越利益 剰 余 金	合 計		
2024 年 3 月 31 日残高	4, 000, 000	78, 901	78, 901	4, 078, 901	4, 078, 901
事業年度中の変動額					
当期純利益	－	62, 539	62, 539	62, 539	62, 539
事業年度中の変動額合計	－	62, 539	62, 539	62, 539	62, 539
2025 年 3 月 31 日残高	4, 000, 000	141, 440	141, 440	4, 141, 440	4, 141, 440

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定）

②有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、鉄道事業固定資産のうち取替資産については、取替法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による見込額）に基づいて、当事業年度末に発生していると認められた額を計上しております。

③車両修繕引当金

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」（平成 13 年 12 月 25 日 国土交通省令 第 151 号）第 90 条の定めによる車両の定期検査費用に備えるため、当該検査費用の支出見込額の内、当事業年度末までに発生していると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は鉄道業を営んでおり、主要な事業として旅客運輸および鉄道線路使用契約に基づく鉄道線路使用料の収受を行っております。また、鉄道業に関連し、観光列車による旅行の企画、相互乗入を行う他の鉄道会社からの経費精算収入の収受、他の鉄道会社の乗車券類を販売したことによる手数料の収受、自動販売機設置にかかる手数料の収受、広告収入の収受、自治体等との協定に基づく受託工事等を行っております。

旅客運輸については、運送約款に基づき旅客の輸送を行う履行義務を負っております。旅客運輸のうち定期券にかかる履行義務は有効期間における期間の経過に伴い充足されるものと判断し、有効期間内の期間の経過に応じ一定期間にわたり収益を認識しております。その他の旅客運輸については、主として輸送を行った時点で履行義務が充足されるものと判断し、輸送を行った一時点で収益を認識しております。

鉄道線路使用契約については、契約で定められた区間の鉄道線路を相手方に使用させる履行義務を負っております。当該履行義務は相手方が当社の鉄道線路を走行するにつれ充足されるものと判断し、走行実績に応じ一定期間にわたり収益を認識しております。

自治体等から受託する受託工事については、協定に基づき工事を施行する履行義務を負っております。当該履行義務は顧客が要求する仕様に従い施行しており、かつ、義務の履行が完了した部分については出来高請求権があることから、顧客による出来高の検収に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。

(5) 補助金等の圧縮記帳の処理方法

鉄道事業固定資産の取得にあたり、地方自治体等より取得費の一部として補助金及び工事負担金を受け入れております。これらの補助金は、資産取得時に当該補助金相当額を取得した固定資産原価から直接減額して計上しております。

損益計算書においては、補助金の受入額を「補助金」、「工事負担金等受入額」として特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を「固定資産圧縮損」として特別損失に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,539,692 千円
(2) 固定資産の取得価額から直接減額された補助金等圧縮累計額	35,856,998 千円
(3) 補助金及び工事負担金受入れのため、当事業年度に取得価額の圧縮記帳を行った額	1,310,981 千円
(4) 鉄道事業固定資産	
有形固定資産	
土地	696,707 千円
建物	805,107 千円
構築物	1,862,731 千円
車両	357,573 千円
機械装置	292,555 千円
工具器具備品	132,050 千円
リース資産	17,808 千円
無形固定資産	
ソフトウェア	225,954 千円
リース資産	875 千円
その他無形固定資産	3,676 千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 営業収益	(単位：千円)			
	旅客運輸収入	鉄道線路使用料収入	運輸雑収入	合 計
顧客との契約から生じる収益	3,123,964	2,070,170	667,967	5,862,102
その他の収益	-	-	132,961	132,961
合 計	3,123,964	2,070,170	800,929	5,995,064

その他の収益はリース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

(2) 営業費	
運送費	5,165,452 千円
一般管理費	390,663 千円
諸税	217,169 千円
減価償却費	316,693 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度末の株式数
普通株式	80,000

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	74,795 千円
車両修繕引当金	180,215 千円
未払事業税	6,208 千円
賞与引当金	48,089 千円
その他	33,134 千円
繰延税金資産小計	342,443 千円
評価性引当額	△342,443 千円
繰延税金資産	－千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、短期的な預金や有価証券（国内譲渡性預金）に限定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運賃及び未収金は、連絡運輸会社及び顧客等の信用リスクを含んでおります。当該リスクに関しては、当社の社内規定に従い、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行っております。

営業債務である未払金及び預り連絡運賃は、1年以内の期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金及び預金、未収運賃、未収金、未払消費税等、未払金、未払法人税等、預り連絡運賃及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記
親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員兼任等	事業上の関係				
主要株主等	富山県	(被所有) 直接 63%	役員 2 名	資本提携補助金等の受領その他	富山県並行在来線経営安定基金補助金	464,033	未収金	464,033
					富山駅連続立体交差事業	317,042	未収金	177,842
					富山県公共交通等燃料価格高騰対策支援事業費補助金	24,440	未収金	5,889
					辰野こ線道路橋(跨線部)橋梁補修工事	121,823	未収金	124,005
					辰野こ線道路橋(跨線部)橋梁補修に伴う支障移転等工事	30,721	-	-
					中川水系沖田川放水路工工事	445,922	未収金	490,515
					越中大門・小杉間臨港線立体橋(上り)外3橋の橋梁定期点検	34,115	未収金	39,307

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 補助金については、地方自治法の定めによっております。また、受託工事、負担金工事については富山県と協議の上、協定を締結しております。

(注 2) 取引金額には消費税等は含まれておりません。また、期末残高については消費税等を含めております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

51,768 円 1 銭

1 株当たり当期純利益

781 円 74 銭

10. 収益認識に関する注記

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

附属明細書（計算書類関係）

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価
有形固定資産	土地	696,707	-	-	696,707	-	-	696,707
	建物	1,027,551	126,522	64,389	1,089,685	284,577	47,932	805,107
	構築物	2,129,218	1,391,726	1,131,090	2,389,854	527,122	95,279	1,862,731
	車両	718,192	5,028	204	723,016	365,442	55,974	357,573
	機械装置	338,697	94,506	30,386	402,817	110,262	26,834	292,555
	工具器具備品	355,913	107,360	79,549	383,724	251,673	48,726	132,050
	リース資産	-	18,423	-	18,423	614	614	17,808
	建設仮勘定	577,407	1,781,998	2,048,709	310,696	-	-	310,696
	計	5,843,688	3,525,565	3,354,329	6,014,924	1,539,692	275,361	4,475,231
無形固定資産	ソフトウェア	239,778	145,843	7,779	377,841	151,887	39,173	225,954
	リース資産	8,754	-	-	8,754	7,878	1,750	875
	その他	4,517	-	-	4,517	840	312	3,676
	計	253,050	145,843	7,779	391,113	160,606	41,236	230,506

- （注） 1. 固定資産の当期増加の主なものは、福岡駅にエレベーターを設置したことや I C 関連機器の改良によるものです。
2. 固定資産の当期減少の主なものは、固定資産の取得価額から直接減額する方法により、圧縮記帳及び撤去工事を行ったことによるものです。

2. 引当金の明細

（単位：千円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	132,084	157,879	132,084	-	157,879
退職給付引当金	199,919	50,970	12,346	-	238,543
車両修繕引当金	479,393	153,101	51,041	-	581,453
災害損失引当金	51,957	-	50,281	1,676	-

（注）災害損失引当金「当期減少額（その他）」欄の金額は、支払額との差額による戻入額であります。

3. 一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	28,950	
給料	57,804	
手当	11,257	
賞与	11,374	
賞与引当金繰入額	11,056	
退職給付費用	7,893	
法定福利費	14,360	
厚生福利費	2,820	
水道光熱費	474	
備用品費	17,775	
被服費	496	
旅費交通費	1,838	
通信運搬費	34,522	
会議費	9,383	
交際費	841	
広告宣伝費	5,816	
寄付金	170	
諸会費	3,001	
諸手数料	22,936	
公告料	135	
賃借料	38,607	
損害保険料	2,170	
部外者報酬	10,414	
清掃料	2,166	
業務委託費	80,994	
雑費	13,400	
計	390,663	

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 29 日

あいの風とやま鉄道株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
北 陸 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、あいの風とやま鉄道株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 13 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制として会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容、取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025 年 6 月 3 日

あいの風とやま鉄道株式会社

監査役 上田 祐正 

監査役 波能 映子 

監査役 河村幹治 